

# 令和2年 第8回 安芸太田町議会定例会会議録

令和2年9月4日

招集年月日	令和 2 年 9 月 4 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年9月4日 午前10時30分			議 長	矢立 孝彦
	閉 会	令和2年 月 日 午後 時 分			議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富 永 豊	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	○	12	矢 立 孝 彦	○
会議録署名議員	4番	富 永 豊		5番	末 田 健 治	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		商工観光課長	片 山 豊 和	
	総務課主幹	三 井 剛		税 務 課 長	沖 野 貴 宣	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	栗 栖 香 織		住民生活課長	上 手 佳 也	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 斉		児童育成課長	園 田 哲 也	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		衛生対策室長	田 中 博 敏	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		学校教育課長	児 玉 裕 子	
	企 画 課 主 幹	武 藤 克 巳		生涯学習課長	金 升 龍 也	
	地 域 づ くり 課 長	瀬 川 善 博		福 祉 課 長 兼 健康づくり課長	伊 賀 真 一	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	産 業 振 興 課 長	栗 栖 浩 司		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 会議に付した事件

令和2年9月4日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
報告第3号	健全化判断比率の報告について
報告第4号	資金不足比率の報告について
報告第5号	安芸太田町一般会計継続費の継続年度終了による精算について
同意第4号	農業委員会委員の任命について
同意第5号	農業委員会委員の任命について
同意第6号	農業委員会委員の任命について
同意第7号	農業委員会委員の任命について
同意第8号	農業委員会委員の任命について
同意第9号	農業委員会委員の任命について
同意第10号	農業委員会委員の任命について
同意第11号	農業委員会委員の任命について
同意第12号	農業委員会委員の任命について
同意第13号	教育委員会委員の任命について
議案第60号	安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正について
議案第61号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第5号）
議案第62号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第63号	令和2年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第64号	令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第3号）
認定第1号	令和元年度歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について

	決算審査特別委員会の設置について
--	------------------

令和2年第8回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年9月4日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		行政報告
第3		会議録署名議員の指名
第4		会期の決定
第5	報告第3号	健全化判断比率の報告について
第6	報告第4号	資金不足比率の報告について
第7	報告第5号	安芸太田町一般会計継続費の継続年度終了による精算について
第8	同意第4号	農業委員会委員の任命について
第9	同意第5号	農業委員会委員の任命について
第10	同意第6号	農業委員会委員の任命について
第11	同意第7号	農業委員会委員の任命について
第12	同意第8号	農業委員会委員の任命について
第13	同意第9号	農業委員会委員の任命について
第14	同意第10号	農業委員会委員の任命について
第15	同意第11号	農業委員会委員の任命について
第16	同意第12号	農業委員会委員の任命について
第17	同意第13号	教育委員会委員の任命について
第18	議案第60号	安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正について
第19	議案第61号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)
第20	議案第62号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
第21	議案第63号	令和2年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
第22	議案第64号	令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第3号)

第 23	認定第 1 号	令和元年度歳入歳出決算の認定について
第 24	認定第 2 号	令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
第 25		決算審査特別委員会の設置について

令和2年第8回定例会  
(令和2年9月4日)  
(開会 午前10時30分)

○矢立孝彦議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第8回安芸太田町議会定例会を開会します。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 諸般の報告

○矢立孝彦議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり、議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、今期定例会に説明のため出席を要求したものは、町長、教育長、病院事業管理者、代表監査委員です。なお同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から6月末及び7月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますのでご覧ください。6月の定例会以降、本定例会までに受け付けた陳情書等は、お手元に配付した写しのとおりであり、所管の常任委員会に付託します。以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2. 行政報告

○矢立孝彦議長

日程第2、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

おはようございます。第8回の定例会もよろしくお願いたします。それでは就任以降の私の本町としての取組みにつきまして、お手元の行政報告の読み上げをもって代えさせていただきたいと思っております。

行政報告1、特別定額給付金について。新型コロナウイルス感染症については、関係各位のご尽力に加えて町民の協力もあり、幸いにも、町内においては発症者0という状態を維持しております。本感染症による町民生活への影響を鑑み、総務省から「特別定額給付金」が支給されることとなりましたが、本町では5月18日から申請を開始し、8月17日を受付の最終期限として、1人当たり10万円の給付を行ってまいりました。最終的には、次のとおり全世帯のうち99.9%の世帯からの申請を受理し給付事業を完了しました。内訳は表を見ていただければと思います。

2、戦没者追悼・平和祈念式典について。8月15日に戸内ふれあいセンターで安芸太田町戦没者追悼・平和祈念式典を開催しました。本年度は新型コロナウイルス感染症対策で規模を縮小し、遺族会、原爆被害者の会、町関係者のみでの開催とし、53名の方が参列されました。また、終戦75周年を迎えるに当たり、参列いただけなかった一般の町民の方にも戦没者追悼と恒久平和を祈念いただくために、正午に防災行政無線でサイレンを鳴らし、黙とうを呼びかけました。参列者の高齢化が進む中で、幅広い世代の方が参加していただきやすい式典となるよう来年度に向けて取組みが必要と考えています。

3、大雨に対する対応について、今年度の梅雨時期を迎えるにあたり、自治振興会単位で注意喚起を図るために、ハザードマップを全戸配布いたしました。7月6日から降り続いた雨では、7月14日には土砂災害警戒情報(レベル4相当)が発表されたことによって災害警戒本部の設置に至りました。この間、吉和郷地区において浸水の危険が高まったため、24世帯46人に避難勧告するとともに広域避難所の開設を行いました。また、年々危険性が高まっている災害への対応を充実強化するために、8月1日付けで総務課内に危機管理について対応するための専門の部署として危機管理室を設置しました。今後は、緊急時対応のみならず、平時においても町民の安全性を向上させるために、避難所の見直しや自主防災組織の拡充等にも力を入れていくことといたします。

4、第二次長期総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）施策評価について。第二次長期総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）に定めた、令和元年度実施事業の施策評価を実施しました。令和元年度は、同計画前期基本計画（同総合戦略）の最終年度にあたるため、計画策定時に設定した目標値と実績値を比較し、施策の成果と課題について内部で評価するとともに、8月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」で説明を行い、各委員から内部評価に関するご意見をいただいたところです。内部評価結果と推進会議での意見は、今年度後半の取組みと来年度以降の施策展開にも反映してまいります。

5、安芸太田町地域公共交通会議について。8月4日に安芸太田町地域公共交通会議を開催し、令和元年度の交通行政施策の報告を行うとともに、タクシー利用促進、移動支援助成事業等の新型コロナ対策感染症対策事業の説明を行いました。各委員からは、国道433号の法面崩落に伴う通行規制に係る対応状況等の課題に関し、意見をいただきました。この意見をもとに、一層利用しやすい公共交通の在り方を検討していきます。

6、道の駅周辺整備計画に関する意見交換会について。長らく課題となっておりました道の駅周辺の再整備について、議論を再開するとともに、今後は広く町民から意見を集め、町民の皆様に計画とりまじめに参加していただくために、8月20日から30日にかけて、町内4会場で意見交換会を開催しました。これまで、道の駅に関して検討、整理してきた、ソフト面、ハード面における課題を報告するとともに、新生道の駅の基本的な考え方について説明を行った後、参加された住民の皆様から、提言やアイデアをいただきました。今後は、検討委員会を立ち上げて、意見の具体化を進めていく予定ですが、いただいた提言やアイデアは今後の基本計画策定にしっかりと反映するとともに、今後も適宜意見交換会を開催し、広く町民の声をお聞きする予定です。

7、国道433号の災害に係る乗継ぎタクシーの運行について。国道433号の法面崩壊による一部通行止めにより広島電鉄バスが加計バイパス経由で運行したことに伴い、加計山崎バス停と加計中心部間等の乗継ぎタクシーを8月8日から24日の17日間を無料で運行し、34件の利用がありました。公共交通に関しても、今後とも災害等の突発的な事態に対応できるよう危機管理体制を整えてまいります。

8、地域懇談会の開催について。今年度は、地域の困りごとや課題を一緒に考え、協働のまちづくりを進めるため、より多くの地域の皆さまと意見交換を行うこととし、特定のテーマを設けず、町政について考えていることなどを聞かせていただく場としての地域懇談会を48の自治振興会を対象として、7月30日の杉の泊自治振興会を皮切りに24の会場で順次開催することとしています。地域懇談会でいただいた要望、質問への回答や対応の経過については、開催後1ヶ月以内を目途に自治振興会へ報告することとしております。

9、地域おこし協力隊について。地域おこし協力隊は、現在6人の隊員が町の情報発信、地域拠点の運営、農林業などの幅広い分野で活動している中、8月から新たに1人の隊員を採用し、株式会社恐羅漢に所属して、安芸太田町をフィールドにした観光業務に携わる活動を開始しています。また、9月中旬にも新たに1人の隊員を採用し、地域商社あきおおたに所属して、地域製品の開発、販路開拓等の産業振興業務に携わる活動を行うこととしています。今後も、地域おこし協力隊制度を活用し、地域の活力向上する担い手となる人材の確保を進めていきます。

10、居住体験住宅「はじまりの家」について。昨年度、空き家の有効活用、移住・定住希望者に居住体験の提供を行う拠点の場として辻ノ河原にある空き家を改修いたしました。今年度は、コロナ対応で少し遅れましたが7月から見学会や観光地めぐり、自然体験、ものづくり体験などの様々な体験プログラムを用意して、町内での実際の暮らしをイメージしていただくような居住体験を行っています。今後もこの取組みの啓発を行い、移住・定住者の確保に取り組んでいきます。

11、町税等の新型コロナウイルスの感染症対策について。徴収の猶予制度の特例について、収入が2割以上減少し納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金免除で1年間徴収の猶予を認めるものですが、5月から7月までに6件、319,200円を許可しています。国民健康保険税の減免については、収入が3割以上減少することが見込まれる世帯に、前年の所得に応じた減免割合を講ずるものですが、7月に2件、531,500円減免しています。今後も、引き続き納税者の状況に応じて対応してまいります。

12、保育所・認定こども園、放課後児童クラブの対応について。町内の保育所、認定こども園においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、自粛のお願いによる受け入れの制限を行っていたところですが、6月より通常どおりの体制としたところです。行事等の実施については、内容、参加者の見直しなど行ってきましたが、8月には各施設において、子どもと職員のみでの参加となりましたが、「夏まつ

り」を行い、夏の行事体験、夕涼みの知恵を学ぶ体験活動を行いました。また、小学校児童対象の「放課後児童クラブ」については、4月より新たに開設した「加計放課後児童クラブ」を含め、町内2ヶ所で学校の休校に合わせ1日開所で対応していましたが、6月より通常の学校放課後対応、8月は夏休み対応を行いました。今年は短い休みでしたが、プール活動見守りや夏休み行事を実施いたしました。

13、新規就農者支援事業の状況について。広島市と連携して進めている「ひろしま活力農業新規就農者研修制度」も7年目を迎え、本年度は新たに坪野地区に1名の方が就農され、現在6名の方が新規就農者として、ハウレンソウ・コマツナなどの軟弱野菜を中心に生産に取り組んでいます。本制度では、ビニールハウスを整備し集約的な農業を行っており、現在のビニールハウスの棟数は78棟、面積は195aとなっており、本年度も新たな研修生1名が来年度の新規就農を目指し研修を受けており、上筒賀地区に整備を進めています。また、一部の就農者においては、新たな取組みとして露地物野菜やトウモロコシの生産などへの取組みも行われ、本町農業の担い手として耕作放棄地の解消、地域の活力向上など、複合的な効果が期待されています。整備状況の詳細については、表をご覧くださいと思います。

14、第5期中山間地域等直接支払交付金事業について。令和2年度から、中山間地域等直接支払交付金事業の第5期対策が始まっています。第5期対策においては、体制整備単価の10割交付を受けやすいよう要件を簡略化、加算制度の強化、棚田地域振興活動加算、訴求返還措置見直しなど制度が見直され、農業者の方々の参加がしやすくなりました。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから地域の説明会も小規模に分散し行うこととなりましたが、各集落で役員を選出され取組みに向け事務を進めていただいております。

15、プレミアム付商品券発行事業について。町内の経済対策の一環として安芸太田町ハートフル協同組合で実施される、例年のプレミアム付商品券発行事業については、1割のプレミアムを付け、総額4千40万3千円が販売されました。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、事前申込みによる受付方式とし、6月5日より申込書兼販売チラシを各戸に配布、6月20日までに申し込みをされた町民に対して引換券を郵送され、その後は密にならないように、7月14日から7月21日まで町内各所に分散して、順次、商品券を販売されました。毎年継続的な商品券発行事業に対して、商工会を通じて町が補助することにより、町内の消費喚起を促し、商店街の活性化にも繋がっております。

16、安芸太田町中小企業者等緊急支援助成金について、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動も深刻化していることから、町内各事業者の活動維持や継続雇用のための支援策として、売上高が半減している町内事業者に対し、1事業者あたり10万円に加えて雇用1人当たり2万円を交付する町独自の緊急支援助成金を行いました。本事業については、7月からは減収要件の緩和及び申請受付期間を延長し、より多くの事業者に緊急支援を行い、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の廃業を食い止め、町内経済活動の維持に努めました。当助成金の申請件数及び交付決定金額は表のとおりでございます。

17、山ゆり健診の実施について。本年度の山ゆり健診を、7月15日から8月5日までの間、4会場・7日間の日程で、新型コロナウイルス感染症や熱中症に対する予防対策も徹底しながら巡回実施しました。健診の会場別、年度別受診者数については表のとおりでございます。今年度は新型コロナウイルス感染症に対する不安に加え、当初の開催日程を変更せざるをえなかった状況もあり、例年よりも健診の受診者数が減少しました。受診者数の減少によって健診の実施が困難となる会場も出てくると考えられるため、さらなる受診勧奨に加え、各医療保険者の健診に対する動向を確認し、より連携した取組みが必要と考えております。また、山ゆり健診（集団検診）に併せ、人間ドックや働き盛り応援健診といった個別健診も継続して実施し、町民のみなさんに対して、より多くの健診機会を提供していきます。

18、月ヶ瀬温泉の開業について、公益社団法人青年海外協力協会（通称：JOCA（ジョカ））を事業主体として開業の準備を進めていた「生涯活躍のまち」加計エリアサポート拠点「月ヶ瀬温泉」が、8月1日から開業しております。当日は、オープニングセレモニーが開催され、町内のみならず県内の関係者が来場され、共に開業を祝いました。この施設は同法人が旧龍頭ハウス（筒賀）で運営している配食サービス事業と同様に障がいをもつ人の就労継続支援事業所としての機能を有しており、多様な就労機会の創出による自立と社会参加に取り組むこととしています。開業以来、食事、温泉、福祉サービスとともに、町内外から多くのご利用をいただいておりますが、誰もが気軽に立ち寄ることができるコミュニティの場としてさらに多くの方に継続してご利用いただけるよう、同法人と連携して参ります。

19、就労継続支援の展開について、月ヶ瀬温泉の開業により、本町のA型事業所の就労場所が筒賀の旧龍頭ハウスにある施設と合わせて二カ所となり、定員は20名で、現在12名の方が利用されています。また、加計地域では空き店舗を改修して、そば打ちや漬物・団子づくりの作業を行う就労継続支援B型事業所も新たに開設され、定員10名のところ、現在3名の方が登録・利用されています。現状では、まだ登録定員に達していない状態が続いているため、町内での利用者の掘り起こし、さらに町外からの利用者を求めることも必要だと考えております。

20、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う独自支援事業について、学校の臨時休校等や家庭での外出自粛要請などが続き、町民の在宅時間が長くなることなどによる家庭ごみの排出量の増加が見られることから、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、町内の幼・保・小・中学校の子どもを対象として、まずは7月に燃えるごみ指定袋（紙製大21ℓ）を児童1人あたり10枚配布いたしました。引き続き在宅乳幼児の世帯にも配布を予定しております。

21、学校教育活動について、新型コロナウイルスにより長らく休校が続きましたが、本町では6月から学校生活を再開し、夏休みを短縮し1学期は7月31日で終了しました。7月13日から7月30日の間、休校による授業時間の減少を補う目的で3小学校の複式を解消して単式授業を行うT授業を実施しました。この取組みは、日ごろ他校の授業を見ることがない教員にとっても授業研究をする機会となりました。また、8月にはWeb会議による職員研修会も行い、6月議会において中学3年生対応で予算化いただいたクラウド版の操作研修も併せて行いました。これは、1人1台タブレットが児童生徒に配備された後、どのように授業で取り入れていくのかといったイメージを早期に考える機会となりました。今年度からは加計中学校においても学校運営協議会を設置することとしておりましたが、7月21日に第1回協議会を開催しました。幼保小連携については、昨年度作成したカリキュラムを基に学校再開後からの仕切り直しで新1年生への対応をしています。担当者会議も8月に開催し、小学校と園・所担当者で今年度の取組内容の見直しを行いました。

22、町内水泳プールについて、老朽化が進んでいた筒賀水泳プールの改修については、7月13日に完了しました。また、町内水泳プールの開放については、新型コロナウイルスの影響を考え、学校授業を主とし、一部を閉鎖し、また土日祝祭日を除く夏季休業期間、遊泳対象者を町内在住者に限定して解放しました。

23、安芸太田病院の医療提供体制等について。安芸太田病院は日高徹管理者が3月31日付けで退職し、4月1日から平林直樹医師が管理者に就任し、常勤医師8名、非常勤医師19名の体制で病院事業を運営しています。新型コロナウイルス感染症対策のため、年度当初より外来受診者・予定手術・面会者の制限、検針業務の延期、電話再診の拡大及び帰国者・接触者外来でのPCR検査等さまざまな対策・対応を行いましたが、6月中旬に入院患者への面会制限を緩め、7月から健診業務を再開いたしました。現在は8月中旬から広島県内の感染者数増加を受けて、再度面会制限を厳しくしています。新型コロナウイルス感染症は、病院経営にも大きな影響を与えており、4月以降、外来・入院とも患者数が大幅に減少しております。安芸太田病院は6月末までの累計患者数で8.7%、診療収益で5.3%の減となっており、戸河内診療所においても外来受診者数の大幅な減少により患者数6.2%、診療収益3.9%の減となっております。今後、人の移動拡大、インフルエンザの感染者増加に合わせて第2波が押し寄せてくる可能性を想定し、地域住民の健康を守り、医療崩壊を防ぐための体制強化と施設整備を進めていく予定であります。他方、総務省から地域情報化アドバイザーの現地派遣が9月と決定しました。現在、へき地医療におけるローカル5Gを用いた遠隔診療支援実証試験の実施に向けた検討とPersonal Health Recordを用いた保険・医療・介護のデータ管理に関する技術支援をWeb会議により受けております。最後に8月に平林病院事業管理者を、保健・医療・福祉統括支援センター長に任命しました。これにより保険・医療・福祉の連携を一層進めて、地域包括ケアシステムが地域住民の皆様の個別の状況に対応したシステムとして進化していくよう、また未病より始める健康管理を目指してまいります。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で、町長の行政報告を終わります。

---

### 日程第3. 会議録署名議員の指名

○矢立孝彦議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番富永豊議員及び5番末田健治議員を指名します。

---

#### 日程第4. 会期の決定

○矢立孝彦議長

日程第4、会期の決定について議題とします。お諮りします。今期定例会の会期は本日9月4日から9月17日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って会期は14日間に決定しました。

---

#### 日程第5. 報告第3号

#### 日程第6. 報告第4号

○矢立孝彦議長

日程第5、報告第3号、健全化判断比率の報告について、及び日程第6、報告第4号、資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。町長からの報告を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

報告第3号、健全化判断比率の報告について。この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度の決算に基づき、本町の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて報告するものです。報告第4号、資金不足比率の報告について。この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度の決算に基づき、本町の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものです。詳細については担当課長から説明をさせます。

○矢立孝彦議長

総務課、三井主幹。

○三井剛総務課主幹

はい。それでは報告第3号、健全化判断比率の報告及び報告第4号、資金不足比率の報告について、それぞれの別紙について、ご説明を申し上げます。まず報告第3号の別紙でございますが、こちらのほうの表にあるとおり、一般会計の実質赤字比率、さらには一般会計を含む、企業会計を含んだ連結実質赤字比率につきましては、それぞれアンダーバー、赤字が無いという状況でございます。さらには公債費等の割合を示します実質公債費比率につきましては、昨年が10.3%のところを、今回は12.6%ということで悪化してる状況でございます。また将来負担比率につきましては、昨年度65.5%だったところ、62.4という事で、実際に公債費の負担割合が高まることによって、実際にはそれだけ、そういうふうな償還を行っているために、償還負担比率が下がっているというところでございます。いずれもその下でございます、早期健全化基準、財政再生基準については、超えてないということで、国が定める、自治体としての健全化は維持しているというところでございますが、赤字比率のところにつきまして、実質は財政調整基金、昨年度に平成30年度につきまして、約5億円ほど取り崩して、赤字ではない状態を保っていることがございますし、今後、公債費比率も高まってまいりますので、注意深く対応していきたいと思っております。続きまして、報告第4号の資金不足比率の報告についての別紙でございますが、こちらにつきましては、こちらにご案内のとおり、法適用企業、病院事業家計。そして法非適用企業、簡易水道、それから農業集落排水事業、そして特定環境保全公共下水道事業につきまして、こちらにつきましては、資金不足はないということでございますが、これらにつきましても、これらの事業会計について、万が一資金不足があった場合については一般会計で補わなければならないというところでございますので、引き続き我々はこの比率について、このような状態が続くように維持していきたいというところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で報告第3号、及び報告第4号を終わります。

---

日程第7. 報告第5号

○矢立孝彦議長

日程第7、報告第5号、安芸太田町一般会計継続費の継続年度終了による清算についてを議題とします。提出者から報告を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

報告第5号、安芸太田町一般会計継続費の継続年度終了による精算について。令和元年度に終了した安芸太田町一般会計継続費、旧山県郡西部衛生組合のごみ処理施設等解体事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告するものであります。詳細は担当課長より説明をさせます。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

報告第5号の安芸太田町一般会計継続費の継続年度終了についての清算について、同じく報告第5号の別紙の一覧表に基づいてご説明申し上げます。先ほど町長申し上げたとおり、この旧山県郡西部衛生組合ごみ処理施設等の解体事業につきましては、平成30年度から令和元年度にわたって行われたものでございまして、全体事業として3億1,649万5千円であったところ、真ん中の実績額について、合計3億1,649万4千円となっております。実際の全体計画、実績の差額として1千円というふうになっております。なお本町の負担ということでございましては、この実績の一般財源の欄が本町の負担の部分でございまして、2年間で合計1億5,856万3,496円ほど支出したところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で報告第5号を終わります。

---

日程第8. 同意第4号

日程第9. 同意第5号

日程第10. 同意第6号

日程第11. 同意第7号

日程第12. 同意第8号

日程第13. 同意第9号

日程第14. 同意第10号

日程第15. 同意第11号

日程第16. 同意第12号

日程第17. 同意第13号

日程第18. 議案第60号

日程第19. 議案第61号

日程第20. 議案第62号

日程第21. 議案第63号

日程第22. 議案第64号

日程第23. 認定第1号

日程第24. 認定第2号

○矢立孝彦議長

日程第8、同意第4号、農業委員会委員の任命についてから、日程第24、認定第2号、令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について、までの17件を一括議題とします。提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

説明いたします。同意第4号から第12号まで、農業委員会委員の任命について。本年9月30日で任期満了となる安芸太田町農業委員会委員に9人の方を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。同意第13号、教育委員会委員の任命について。本年11月10日で任期満了となる教育委員会委員 清胤祐子氏について、引き続き同氏に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。議案第60号、安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正について。水道法一部改正において、水道法第16条の2第1項で水道事業者の指定を受けている給水装置工事事業者の指定の有効期限が定められ、5年ごとの更新制が導入されたため、安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正について、議会の議決を求めるものです。議案第61号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第5号）。令和2年度安芸太田町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ3億4,262万3千円の増額を定めるものです。今回の補正は、歳入が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、災害復旧費国庫負担金、同県補助金、補助裏の町債の増、前年度決算に伴う繰越金が主なものです。歳出は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づき、これまでの補正予算に追加した事業費の増をはじめとし、総務費においては、前年度繰越金の整理に伴う財政調整基金積立金の増。民生費は、前年度の生活保護費等確定に伴う国庫負担金償還金の増。衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う病院事業会計補助金の増。農林水産業費は、上水路改修工事費の増。商工費は、観光施設等の受入設備充実に係る修繕費の増、及び新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベント等による事業費の減。土木費は、国県道改良事業負担金の増。消防費は、消防屯所建設工事に伴う実施設計業務委託料及び防火水槽修繕に係る補助金の増。災害復旧費は、町道小板深入山線、林道三谷塩明線等の災害復旧に係る工事請負費の増が主なものです。議案第62号、令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ342万1千円の増額を定めるものです。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税減免による還付金の増、前年度事業の精算による交付金償還金の増及び前年度繰越金の整理に係る国民健康保険基金積立金の増が主なものです。議案第63号、令和2年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和2年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ3,393万8千円の増額を定めるものです。今回の補正は、前年度繰越金の整理に係る介護給付費準備基金積立金の増、及び前年度事業の精算に伴う介護給付費負担金等償還金の増が主なものです。議案第64号、令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第3号）。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策第2次補正予算に基づき、国の対策に連動した緊急対策として、医療機関従事者等への慰労金の給付、オンライン診療対応の構築及び院内感染拡大防止のためのトイレ改修等の施設整備に対する経費を計上し、議会の議決を求めるものです。認定第1号、令和元年度歳入歳出決算の認定について。令和元年度歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第5項の規定により、主要施策の成果に関する調書を付けて、令和元年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算のほか8つの特別会計の歳入歳出決算について、議会の認定に付するものです。認定第2号、令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について。次に令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第6項の規定により、事業報告書を付して議会の認定に付するものです。以上、詳細については担当課長等から説明をいたします。

○矢立孝彦議長

これで提出者の説明を終わります。以上、提出議案については後日、審議、採決を行います。

#### 日程第25. 決算審査特別委員会の設置について

○矢立孝彦議長

日程第25、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。認定第1号と認定第2号については、議長及び監査委員である佐々木道則議員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して詳細に審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって認定第1号と認定第2号については、議長及び監査委員である佐々木道則議員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。ここで決算審査特別委員会の正副委員長を互選するため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に富永豊委員、副委員長に津田宏委員が選任されましたので報告をいたします。本日の日程は以上で全て終了しました。本日はこれで散会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前11時16分 散会

---